

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
視 覚 障 害		両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きよまつ正視力(以下同じ)の和が0.01以下のもの)	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	1 眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	
聴平の 覚障 又機 害は 能	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100db 以上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90db 以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	1 両耳の聴力レベルが80db 以上のもの(耳介に接しなければ話言語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70db 以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 1側耳の聴力レベルが90db 以上、他側耳の聴力レベルが50db 以上のもの	
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害			
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したものの	1 両上肢の親指及び人差指を欠くもの 2 両上肢の親指及び人差指の機能を全廃したものの 3 1上肢の機能の著しい障害 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両上肢の親指を欠くもの 2 両上肢の親指の機能を全廃したものの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したものの 4 1上肢の親指及び人差指を欠くもの 5 1上肢の親指及び人差指の機能を全廃したものの 6 親指又は人差指を含めて1上肢の3指を欠くもの 7 親指又は人差指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したものの 8 親指又は人差指を含めて1上肢の4指の機能を全廃したものの	1 両上肢の親指の機能の著しい障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3 1上肢の親指を欠くもの 4 1上肢の親指の機能を全廃したものの 5 1上肢の親指及び人差指の機能の著しい障害 6 親指又は人差指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	1 1上肢の親指の機能の著しい障害 2 人差指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3 人差指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したものの	1 1上肢の機能の軽度の障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節の機能の軽度の障害 3 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4 人差指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5 1上肢の中指、薬指及び小指を欠くもの 6 1上肢の中指、薬指及び小指の機能を全廃したものの
	下 肢	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 1下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 1下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1下肢の機能の軽度の障害 3 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 1下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	体幹の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	体幹の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	体幹の機能の著しい障害	
乳幼児期 の非進行 性の脳病 変による 機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
心臓若しくは直腸若しくは呼吸器又はぼうこう又は小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				

備 考

1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。

2 肢体不自由者においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。

3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

4 「指を欠くもの」とは、親指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。

5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、親指については、対抗運動障害を含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。